

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
1K0H13A00210		1L7V1AC0032 0001								
品名 または 件名										
貸切バス借上										
部品番号 または 規格										
仕様書による										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
各地										
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和3年6月7日（月）～令和3年8月23日（月）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和3年6月4日（金）13時10分 中央会計隊入札室（E- 1 棟 6 F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

（1）入札の方法

- ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札に当たり、道路運送法第9条の2により届出した運賃を基に適正に積算すること。

（2）契約書作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上の場合には請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」

（3）その他

- ア 競争参加資格の年度は平成31・32・33年度または令和01・02・03年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 最低入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので協力すること。
- エ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- オ 代理による入札者は、入札時まで委任状を提出すること。

- カ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（FAX可）
- キ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
令和3年6月6日（日）11時00分 中央会計隊入札室（E－1棟6F）
- ク その他の項目については別紙による。
- ケ 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第3班 齊藤 TEL:03-3268-3111 内線47552（FAX:03-5269-5135（直通））
- コ 仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課 佐藤（TEL:03-3268-3111 内線40782）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 落札業者は下記の書類を速やかに提出するものとする。

- (1) 業務完了誓約書
- (2) 運送申込書／運送引受書・乗車券

4 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

誓 約 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 牛崎 真由美 殿

住 所

会 社 名

代表者名

当社は、調達要求番号 1 L 7 V 1 A C 0 0 3 2 「貸切バス借上げ（シャトルバス）」の実施運営に際し、法令を遵守し、法定金額の範囲内で適正に実施いたします。

つきましては、仕様書及び契約書等、貴省支持の業務内容を満たし完了することを誓約します。

調達要求番号：1L7VAC0032

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
貸切バス借上げ (シャトルバス)	仕 様 書 番 号	
	防衛大臣承認	
	作 成	令和 3 年 5 月 2 8 日
	変 更	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が実施する新型コロナウイルスワクチンの大規模接種センター運営に係る貸切バス借上げ等（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 バスの装備

法令等に定められた保安基準を満たしているものとする。

2.2 借上品目等

借上品目等は、表による。

表－借上品目等

項目		摘要
要求部署		陸上幕僚監部装備計画部
規格	車種	大型バス
	装備等	座席数45席以上
調整先		防衛省陸上幕僚監部装備計画部 装備計画課輸送室道路・航空 Gp 自動車担当 03－3268－3111（内線40783） 陸上自衛隊中部方面総監部 輸送班長 072－782－0001（内線2274）

2.3 運行等

運行等は、次によるほか、細部は官側との調整による。

2.3.1 期間

令和3年6月7日（月）～8月23日（月）

2.3.2 運行経路

- a) 天王寺駅（あべの橋駅）から大阪府立国際会議場（往復）
- b) 新大阪駅から大阪府立国際会議場（往復）

注記 大阪府立国際会議場：大阪府大阪市北区中之島5丁目3-51

2.3.3 運行予定（基準）

- a) 契約の相手方は天王寺駅（あべの橋駅）及び新大阪駅のそれぞれを出発し各日0750から1920までの間、概ね30分間隔で大阪府立国際会議場に到着できるよう運行するものとし、大阪府立国際会議場を出発し各日0840から2040までの間、概ね30分間隔で天王寺駅（あべの橋駅）及び新大阪駅のそれぞれに到着できるよう運行するものとする。
- b) 運行間における車両の待機場所は契約の相手方が準備するものとする。
- c) 契約の相手方は落札後、速やかに運行計画書（経路図を含む。）を官側に提出するものとする。

2.3.4 運行の取消

何らかの事情により運行の取消しを要する事態が発生した場合は、前日までに契約の相手方に通知するものとする。

2.3.5 バス停留所

天王寺駅（あべの橋駅）、新大阪駅及び大阪府立国際会議場におけるバス停留所は、既存のバス停留所又は契約の相手方による警察等への届け出によりその近傍に設置するものとする。

2.3.6 バス停留所までの案内

天王寺駅（あべの橋駅）及び新大阪駅から各バス停留所までの案内人又は案内板を設置するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 安全管理

安全管理については、次による。

- a) 契約の相手方は、バスの運行に際し交通法規の遵守、整備などの万全を期すものとする。
- b) 自動車事故等が発生した場合の処理費用は、契約の相手方が負担するものとする。

4.2 新型コロナウイルス対策

契約の相手方は、次の要領により新型コロナウイルス対策を実施するものとする。

- a) 運行間、空調及び窓の開放等により車内を換気するものとする。
- b) 日々、座席、手すり及びつり革等身体が接触する箇所の消毒をするものとする。
- c) 運転士は、運行前において契約の相手方による検温等体調確認を受け異常のない者とし、運行にあたっては、手指を消毒、マスクの着用により感染防止の図るものとする。

4.3 バスの運行

- a) 運行予定については、途中で修正する可能性があるため考慮するものとする。
- b) 契約の相手方は、交通事情及び自動車事故等により30分以上運行の遅延が生じる場合は、安全な処置を講じた上で官側担当者に連絡するものとする。

4.4 輸送対象者

本役務における輸送対象者は、自衛隊大阪大規模ワクチン接種センターでの接種対象者（接種券の提示を受けた者）及びその付添人等とする。

4.5 日々の輸送実績の報告

契約の相手方は、日々の輸送成果について別添の様式に従い当日の輸送実績を翌日の1000までに提出するものとする。

4.6 運行目的の表示

バスの前面に「自衛隊大阪大規模接種ワクチン接種センターシャトルバス」と表示するものとする。

4.7 諸経費

バスの運行に伴う燃料、有料道路料金、運転手の食事代及び駐車料金、その他故障が発生した場合に要した費用などについては、契約の相手方が負担するものとする。

4.8 乗客の急病発生時における処置

運行間に乗客に急病等が発生した場合は、一般乗合旅客自動車運送事業運送約款等に基づく対処を基準として契約の相手方で対処するものとする。この際、当該事象発生の都度、状況及び処置事項を官側へ通報するものとする。

4.9 官側の支援事項

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、次の事項について官側が認める場合、支援を受ける事ができる。

- a) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- b) その他本役務履行に必要な事項

4.10 不具合などの処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官等の指示を受けるものとする。

4.11 保全

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の

管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.12 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**GLT-CG-Z000001**の**8.3**による。

別 添

[illegible]